

移住支援事業、マッチング支援事業、地方就職学生支援事業 及び創業支援事業実施要領

平成 31 年 4 月 26 日	31 地づ第 59 号
令和元年 12 月 20 日	31 地づ第 238 号
令和 2 年 8 月 11 日	2 地づ第 114 号
令和 3 年 2 月 26 日	2 地づ第 288 号
令和 3 年 3 月 31 日	2 地づ第 319 号
令和 4 年 3 月 28 日	3 地づ第 273 号
令和 4 年 4 月 22 日	4 地づ第 18 号
令和 4 年 11 月 1 日	4 地づ第 138 号
令和 5 年 3 月 31 日	4 地づ第 207 号
令和 5 年 6 月 23 日	5 地づ第 73 号
令和 6 年 4 月 1 日	5 地づ第 174 号
<u>令和 7 年 4 月 1 日</u>	<u>6 地づ第 183 号</u>

(趣旨)

- 第 1 地域産業雇用創出チャレンジ支援事業費補助金（以下「補助金」という。）による移住支援事業・地方就職学生支援事業及び創業支援事業の実施の取扱いについては、地域産業雇用創出チャレンジ支援事業費補助金実施要綱（平成 31 年 4 月 26 日付 31 地づ第 59 号。以下「実施要綱」という。）及び他の法令等の定めるところによるほか、この要領に定めるところによる。

(事業の実施)

- 第 2 長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び県内市町が策定しているまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、長崎県内における移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、長崎県と県内市町が共同して、移住支援事業、マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び創業支援事業を実施する。

(地域再生計画の作成等)

- 第 3 移住支援事業、マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び創業支援事業を実施するに当たっては、全国的な仕組みの活用による効果促進と財源の有効活用を図るため、長崎県と県内市町が共同して、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請するとともに、新しい地方経済・生活環境創生交付金の交付を申請するものとする。この場合において、申請等の手続は、市町の協力を得て、長崎県が代表して行うものとする。

(各事業の概要)

第4 移住支援事業、マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び創業支援事業の概要は、以下のとおりである。

1 移住支援事業

長崎県が行うマッチング支援事業又は創業支援事業と連携し、東京圏から移住して就業又は創業等しようとする者が移住支援金の要件を満たす場合に、長崎県と居住地の市町が共同して移住支援金を給付する。

2 マッチング支援事業

長崎県が、東京圏の求職者に対して訴求力の高いインターネットサイトを開設・運営する（職業安定法第4条第6項の募集情報等提供事業）とともに、市町や経済団体等の協力を得て選定した中小企業等に、求人広告の作成支援と当該求人広告のサイトへの掲載を行う。

3 地方就職学生支援事業

東京圏の大学を卒業して、長崎県の企業に就業する者が地方就職支援金の要件を満たす場合に、長崎県と居住地の市町が共同して地方就職支援金を給付する。

4 創業支援事業

長崎県が、社会的事業の創業を支援し、開業に至った場合に伴走支援を行うとともに一部開業資金に補助を行う。

(移住支援事業、マッチング支援事業及び地方就職学生支援事業)

第5 移住支援事業、マッチング支援事業及び地方就職学生支援事業は、次のとおり実施する。

1 移住支援事業

長崎県は、事業の制度設計・全体管理、新しい地方経済・生活環境創生交付金の申請、実績報告、受領、返納等の国との窓口・調整業務を担う一方、市町は、移住者からの移住支援金の申請受付・要件確認、移住支援金の支給、定着の確認、債権管理、市町が行う移住者支援施策の調整を担うものとする。

移住支援金の支給・返還に関する詳細は以下のとおりとする。

(1) 移住支援金の支給

市町は、申請時において①に定める要件を満たす者のうち、②、③、④又は⑤の要件を満たす者の申請に基づき、⑥に定める方法により、2人以上の世帯の場合にあっては100万円、単身の場合にあっては60万円の移住支援金を支給する。なお、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は18歳未満の者一人につき最大100万円を加算する。

① 移住等に関する要件

次に掲げる（ア）、（イ）及び（ウ）に該当すること。

（ア）移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。ただし、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法

(昭和 40 年法律第 64 号)、離島振興法(昭和 28 年法律第 72 号)、半島振興法(昭和 60 年法律第 63 号)又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和 44 年法律第 79 号)の指定区域を含む市町(政令指定都市を除く。)、及び平成 22 年国勢調査から令和 2 年国勢調査の人口減少が 10%以上の市町をいう。以下同じ。)以外の地域に在住しつつ、東京 23 区内の大学等へ通学し、東京 23 区内の企業等へ通勤をしていた者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

- a 住民票を移す直前の 10 年間のうち、通算 5 年以上、東京 23 区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京 23 区内への通勤(雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。)をしていたこと。
- b 住民票を移す直前に、連続して 1 年以上、東京 23 区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京 23 区内への通勤をしていたこと。(ただし、東京 23 区内への通勤の期間については、住民票を移す 3 ヶ月前までを当該 1 年の起算点とすることができる。)

(イ) 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 長崎県内に転入したこと。
- b 交付金の交付決定がされた後であって、長崎県において移住支援事業の詳細が移住希望者に対して公表された後に、転入したこと。
- c 移住支援金の申請時において、転入後 1 年以内であること。
- d 転入先の市町に、移住支援金の申請日から 5 年以上、継続して居住する意思を有していること。

(ウ) その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- b 日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。
- c 転入先の市町に、移住支援金の実施要領等が設置されていること。
- d 申請者は、過去 10 年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に 18 歳未満の世帯員だった者が、5 年以上経過し、18 歳以上となり、長崎県及び市町が認める場合を除く。
- e その他長崎県及び市町が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

② 就職に関する要件

1) 一般の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が長崎県内に所在すること。
- (イ) 就業先が、長崎県が移住支援金の対象として第5-2により開設・運するマッチングサイトに掲載している求人であること。
- (ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。ただし、長崎県及び市町が適当と認める場合はこの限りでない。
- (エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて2(1)①に示す対象法人に就業していること。
- (オ) 上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
- (カ) 当該法人に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

2) 専門人材の場合

プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が長崎県内に所在すること。
- (イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- (ウ) 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- (オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

③ テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
- (イ) 移住先でテレワークにより勤務する（原則、恒常的に通勤しない）こととし、かつ週20時間以上テレワークを実施すること。
- (ウ) デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

④ 本事業における関係人口に関する要件

長崎県における市町や地域の人々と関わりを有する者（関係人口）のうち、市町が当該移住希望者を個別に本事業における関係人口と認め、かつ、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 市町において、長崎県と協議のうえ、本事業における関係人口の対象範囲が明確化されていること。
- (イ) 地域の基幹産業である農林水産業に加え、地域に必要な業種、家業等への就業要件が設定されていること。ただし、上記の就業に加えて、地域資源の活用や維持管理等の地域の取組への参加も認める場合には、長崎県と協議のうえ、設定すること。
- (ウ) 対象範囲の明確化に当たっては、長崎県等関係機関と調整のうえ、事業実施計画の付属資料として添付していること。

⑤ 創業に関する要件

第6に定める創業支援事業に係る創業支援金の交付決定を受けていること。

⑥ 申請・支給方法

(ア) 申請

移住支援金の申請者は、申請書（様式1）及び本人確認書類に加え、上記①の要件に該当することを証する書類及び以下の書類を移住先の市町に提出する。

- a 上記②又は③に該当する場合
 - ・就業先の就業証明書（様式2）
- b 上記④に該当する場合
 - ・市町が必要と認める書類
- c 上記⑤に該当する場合
 - ・創業支援金の交付決定通知書

(イ) 支給方法

市町は、(ア)の申請が上記①の要件を満たし、かつ②、③、④又は⑤の要件に該当すると認めるときは、交付決定通知書（様式3）を交付し、移住支援金を支給するものとする。

(2) 移住支援金の返還

市町は、移住支援金の支給を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求することとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして長崎県及び対象となる移住支援金受給者が居住する市町が認めた場合はこの限りではない。

① 全額の返還

(ア) 虚偽の申請等をした場合

(イ) 移住支援金の申請日から3年未満に移住支援金を受給した市町から転出した場合

(ウ) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

(エ) 創業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

② 半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に移住支援金を受給した市町から転出した場合

③ 債権の回収の特例

1 (2) ① (イ) 及び②について、移住支援金を受給した県内市町から県内の他の事業実施市町へ転出した場合は、返還すべき額の4分の3について返還を求めないものとする。

ただし、県内の事業を実施していない市町又は県外の市町に転出した場合は、全額又は半額の返還を請求することとする。なお、この取扱いは、令和6年度以前に市町において交付決定されたものについて適用し、令和7年度以降交付決定分には適用しない。

(3) 移住支援金の支給・返還に係る情報共有

市町は、移住支援金の申請情報、移住支援金支給者の就業先情報及び移住支援金返還対象者に関する情報について、速やかに長崎県に共有することとする。また、長崎県は、創業支援事業に係る交付決定に関する情報について、速やかに市町に共有することとする。

2 マッチング支援事業

(1) マッチングサイトの開設・運営

長崎県は、①に定める要件を満たす移住支援金の対象法人の求人情報を掲載する等のため、マッチングサイト「エヌナビキャリア」の運営を行う。

① マッチングサイトに掲載する支援金対象法人の共通要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 官公庁等（第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）でないこと。

(イ) 資本金10億円以上の営利を目的とする私企業（資本金概ね50億円未満の法人であって、地域経済構造の特殊性等から資本金要件のみの判断では合理性を欠くなど、個別に判断することが必要な場合であって、当該企業の所在する市町長の推薦に基づき知事が必要と認める法人を除く。）でないこと。

(ウ) みなし大企業※でないこと。（ただし、上記（イ）の法人がいわゆる親会社である場合はみなし大企業としない）

※ 本事業に係る「みなし大企業」は、以下のいずれかに該当する法人とする。

・発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人

・発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人

・資本金10億円以上の法人の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている資本金10億円未満の法人

(エ) 本社所在地が東京圏のうち条件不利地域以外の地域にある法人（勤務地限

定型社員（東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域を勤務地とする場合に限る。）を採用する法人を除く。）ではないこと。

（オ）雇用保険の適用事業主であること。

（カ）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。

（キ）暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと。

（２）移住支援金の対象法人の選定

長崎県は、以下の申請が（１）①の要件に該当すると認めるときは、移住支援金の対象法人の登録を行うものとする。

① 申請

移住支援金の対象法人の登録申請者は、申請書（様式４）を長崎県に提出する。

② 登録

長崎県は、①の申請が（１）①の要件に該当すると認めるときは、移住支援金の対象法人の登録を行うものとする。

（３）効果的な求人広告の作成支援

長崎県は、移住支援金の対象法人が効果的な求人広告をマッチングサイトに掲載できるよう、以下の取組を行うものとする。

① 長崎県が委託した人材紹介会社、地域金融機関、経済団体等による、中小企業等に対する求人広告に係るセミナー等の開催

② 長崎県が委託した人材紹介会社、地域金融機関、経済団体等による、中小企業等に対する求人広告・採用ページ作成の個別指導・支援

③ 長崎県が委託した人材紹介会社等による、地域金融機関、経済団体等に対する地域における採用活動（求人広告・採用ページ作成等）支援者の養成のための研修会の開催

（４）選定企業、掲載求人情報に係る情報共有

長崎県は、マッチング支援における対象法人及び掲載求人情報について、市町に共有することとする。

３ 地方就職学生支援事業

長崎県は、事業の制度設計・全体管理、新しい地方経済・生活環境創生交付金の申請、実績報告、受領、返納等の国との窓口・調整業務、事務委託に係る契約を担う一方、市町村は、申請受付・要件確認、地方就職支援金の支給、定着の確認、債権管理を担うものとする。

地方就職支援金の支給・返還に関する詳細は以下のとおりとする。

（１）地方就職支援金の支給

市町は、申請時において①及び②の要件を満たす者の申請に基づき、③に定める方法により、長崎県への就職活動等にかかる経費及び移住にかかる経費として、以下の金額を支援金として支給する。

- ・ 就職活動等にかかる経費（交通費）：長崎県の職員等旅費規定に基づく東京までの往復交通費（1回分限り）の1/2以内で市町が定める額。
- ・ 移住にかかる経費（移転費）：移住に要する最低限の実費であることを証明できる場合（*）は、移転に要した実費内で市町が定める額。証明できない場合は、113,500円以内で市町が定める額。ただし、離島で路程に水路を含み、赴任旅費算定上1,500km以上2,000km未満の場合は121,500円以内、2,000km以上の場合は141,000円以内で市町が定める額。
- ・ （*）下記のいずれかの書類の提出があった場合、最低限の実費であると判断する。
- ・ 3社から見積書を取得し、引越業者へ依頼した場合。（対象外経費を区別できるもの）
- ・ 3社未満しか見積書を取得できなかったが、業者を広く検索した上で、依頼した場合。（取得した見積書、メタサーチサイトの検索画面 等）
- ・ 宅配便で引っ越した場合。（引越業者へ依頼したと仮定した場合よりも安価であるとわかる資料）
- ・ 自家用車・レンタカーで引越した場合。（高速道路料金・ガソリン代が社会通念上相当であるとわかる資料やレンタカー代金について、借入期間・車種・オプションが最低限であるとわかる資料）
- ・ その他、市町が最低限の実費であることを証明できると判断した場合。

① 移住等に関する要件

次に掲げる（ア）、（イ）及び（ウ）に該当すること。

（ア）移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 大学又は大学院の卒業・修了年度において、東京都内に本部がある大学等の東京圏内（条件不利地域を除く）のキャンパスに在学（原則4年以上）し、当該大学等を卒業・修了していること。ただし、就職活動等に係る経費（交通費）については、在学中（卒業見込み）の場合も対象とする。
- b 大学等の卒業・修了年度において、東京圏内（条件不利地域を除く）に継続して在住していること。

（イ）移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 長崎県内に移住したこと。ただし、就職活動等にかかる経費（交通費）については、長崎県内に所在する企業に就職することが内定している場合も対象とする。
- b 交付金の交付決定がされた後であって、長崎県において地方就職学生支援金の詳細が移住希望者に対して公表された後に、申請したこと。

- c 地方就職学生支援金の申請時において、卒業・修了日から1年以内かつ就業開始日から1年以内であること。ただし、在学中に就職活動等に係る経費(交通費)を申請する場合は、申請時において、就業開始予定日前1年以内であること。
- d 移住先の市町に、地方就職支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、卒業後に3.②の要件を満たす企業等に就職し、長崎県内に移住する意思を有していること。

(ウ) その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- b 日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。
- c その他申請者の居住する長崎県又は市町が地方就職支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

② 就業に関する要件

次に掲げる(ア)及び(イ)に該当すること。

(ア) 就業先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 勤務地が長崎県内に所在する企業等に、3.(1)①の要件を満たす大学又は大学院を卒業・終了してから1年以内に就職していること。
- b 勤務地が移住先の長崎県内に所在すること。
- c 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業、接待業務受託営業を含む者でないこと。
- d 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。
- e 官公庁等(第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。)ではないこと。ただし、長崎県及び市町が機関を指定して対象とすることを適当と認める場合はこの限りではない。
- f 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。ただし、長崎県及び市町が適当と認める場合はこの限りでない。

(イ) 就業条件等に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。
- b 当該地域への勤務地限定型社員としての採用であること。

③ 申請・支給方法

(ア) 申請

地方就職支援金の申請者は、以下の書類を移住先の市町に提出する。

a 全員が提出必須の書類

- ・写真付き身分証明書（提示により本人確認できる書類）
- ・卒業・修了証明書（卒業・修了日から就業開始日が1年以内のもの）
- ・申請書（移住後、継続して居住する意思の宣誓）
※移住先の市町における居住の事実の確認は、各市町が住民票を確認することにより行う。
- ・就職活動等に係る経費（交通費）、移住に係る経費（移転費）の領収書
- ・就職先企業による証明書（新規採用者であること、対象経費の支給がないこと、申請者本人による当該企業への就職及び就業継続の意思の宣誓）
※勤務地限定型社員としての採用の場合は、その旨併せて記載されているもの
- ・移住元の住所を確認できる資料（住民票、賃貸住宅の賃貸借契約書（卒業年度の複数月の家賃の振込明細や引き落とし履歴を併せて提出）、卒業年度の複数月の公共料金領収書等）
- ・地方就職支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し（確実に振り込み可能となる情報（金融機関名・支店名・口座種類・口座番号・店番号・名義人名）が確認できるものに限る。）

b 在学中に交通費を申請する場合に提出が必要な書類

- ・在学証明書（卒業学年である確認が取れるもの。学年の記載がない場合には、発行済みの証明書に加筆・捺印（公印）すること。）又は卒業・修了証明書

(イ) 支給方法

市町は、（ア）の申請が上記①及び②の要件に該当すると認めるときは、交付決定通知書（様式7）を交付し、地方就職支援金を支給するものとする。

(2) 地方就職支援金の返還

市町は、地方就職支援金の支給を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、地方就職支援金の全額又は半額の返還を請求することとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして長崎県及び対象となる地方就職支援金受給者が居住する市町が認めた場合はこの限りではない。

① 全額の返還

(ア) 虚偽の申請等をした場合

(イ) （在学中に交通費を申請する場合） 申請から1年以内に要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合

(ウ) （在学中に交通費を申請する場合） 申請から1年以内に申請先市町に転入しなかった場合

（ただし、申請時に既に申請先市町に住民票がある場合を除く）

(エ) 就業から 1 年以内に要件を満たす就業先を辞した場合

(ただし、退職日から 3 カ月以内に県内の別の企業に就職する場合を除く)

(オ) 申請先市町への申請日、転入日又は要件を満たす企業等への就業開始日のいずれか遅い日から 3 年未満で申請先市町から転出した場合

④ 半額の返還

申請先市町村への申請日、転入日又は要件を満たす企業等への就業開始日のいずれか遅い日から 3 年以上 5 年以内に申請先市町村から転出した場合

(3) 地方就職支援金の支給・返還に係る情報共有

市町は、地方就職支援金の申請情報、地方就職支援金支給者の就業先情報及び地方就職支援金返還対象者に関する情報について、速やかに長崎県に共有することとする。

4. 経過措置

第 5 の 1、2 においては、申請者の転入した日が令和 7 年 4 月 1 日より前である場合は、以下のとおり取り扱う。

(移住支援事業、マッチング支援事業及び地方就職学生支援事業)

第 5 移住支援事業、マッチング支援事業及び地方就職学生支援事業は、次のとおり実施する。

1 移住支援事業

長崎県は、事業の制度設計・全体管理、デジタル田園都市国家構想交付金の申請、実績報告、受領、返納等の国との窓口・調整業務を担う一方、市町は、移住者からの移住支援金の申請受付・要件確認、移住支援金の支給、定着の確認、債権管理、市町が行う移住者支援施策の調整を担うものとする。

移住支援金の支給・返還に関する詳細は以下のとおりとする。

(1) 移住支援金の支給

市町は、申請時において①に定める要件を満たす者のうち、②、③、④又は⑤の要件を満たす者の申請に基づき、⑥に定める方法により、2 人以上の世帯の場合にあつては 100 万円、単身の場合にあつては 60 万円の移住支援金を支給する。なお、18 歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は 18 歳未満の者一人につき最大 100 万円を加算する。

① 移住等に関する要件

次に掲げる (ア)、(イ) 及び (ウ) に該当すること。

(ア) 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。ただし、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）、山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）、半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）の指定区域を含む市町（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住しつつ、東京 23 区内の大学等へ通学し、東京 23 区内

の企業等へ通勤をしていた者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

a 住民票を移す直前の 10 年間のうち、通算 5 年以上、東京 23 区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京 23 区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。

b 住民票を移す直前に、連続して 1 年以上、東京 23 区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京 23 区内への通勤をしていたこと。（ただし、東京 23 区内への通勤の期間については、住民票を移す 3 ヶ月前までを当該 1 年の起算点とすることができる。）

（イ）移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

a 長崎県内に転入したこと。

b 交付金の交付決定がされた後であって、長崎県において移住支援事業の詳細が移住希望者に対して公表された後に、転入したこと。

c 移住支援金の申請時において、転入後 1 年以内であること。

d 転入先の市町に、移住支援金の申請日から 5 年以上、継続して居住する意思を有していること。

（ウ）その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

a 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

b 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

c 転入先の市町に、移住支援金の実施要領等が設置されていること。

d その他長崎県及び市町が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

② 就職に関する要件

1) 一般の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

（ア）勤務地が長崎県内に所在すること。

（イ）就業先が、長崎県が移住支援金の対象として第 5－2 により開設・運営するマッチングサイトに掲載している求人であること。

（ウ）就業者にとって 3 親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

（エ）週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて 2（1）①に示す対象法人に就業していること。

（オ）上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

（カ）当該法人に、移住支給金の申請日から 5 年以上、継続して勤務する意思

を有していること。

(キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

2) 専門人材の場合

プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が長崎県内に所在すること。

(イ) 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

(ウ) 当該就業先において、移住支援金の申請日から 5 年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

③ テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

(イ) デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

④ 本事業における関係人口に関する要件

長崎県における市町や地域の人々と関わりを有する者（関係人口）のうち、市町が当該移住希望者を個別に本事業における関係人口と認め、かつ、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 市町において、本事業における関係人口の対象範囲が明確化されていること。

(イ) 対象範囲の明確化に当たっては、長崎県等関係機関と調整のうえ、事業実施計画の付属資料として添付していること。

⑤ 創業に関する要件

第 6 に定める創業支援事業に係る創業支援金の交付決定を受けていること。

⑥ 申請・支給方法

(ア) 申請

移住支援金の申請者は、申請書（様式 1）及び本人確認書類に加え、上記①の要件に該当することを証する書類及び以下の書類を移住先の市町に提出する。

a 上記②又は③に該当する場合

・ 就業先の就業証明書（様式 2）

b 上記④に該当する場合

・ 市町が必要と認める書類

c 上記⑤に該当する場合

・創業支援金の交付決定通知書

(イ) 支給方法

市町は、(ア)の申請が上記①の要件を満たし、かつ②、③、④又は⑤の要件に該当すると認めるときは、交付決定通知書(様式3)を交付し、移住支援金を支給するものとする。

(2) 移住支援金の返還

市町は、移住支援金の支給を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求することとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして長崎県及び対象となる移住支援金受給者が居住する市町が認めた場合はこの限りではない。

① 全額の返還

(ア) 虚偽の申請等をした場合

(イ) 移住支援金の申請日から3年未満に移住支援金を受給した市町から転出した場合

(ウ) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

(エ) 創業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

② 半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に移住支援金を受給した市町から転出した場合

③ 債権の回収の特例

1 (2) ① (イ) 及び②について、移住支援金を受給した県内市町から県内の他の事業実施市町へ転出した場合は、返還すべき額の4分の3について返還を求めないものとする。

ただし、県内の事業を実施していない市町又は県外の市町に転出した場合は、全額又は半額の返還を請求することとする。なお、この取扱いは、令和6年度以前に市町において交付決定されたものについて適用し、令和7年度以降交付決定分には適用しない。

(3) 移住支援金の支給・返還に係る情報共有

市町は、移住支援金の申請情報、移住支援金支給者の就業先情報及び移住支援金返還対象者に関する情報について、速やかに長崎県に共有することとする。また、長崎県は、創業支援事業に係る交付決定に関する情報について、速やかに市町に共有することとする。

2 マッチング支援事業

(1) マッチングサイトの開設・運営

長崎県は、①に定める要件を満たす移住支援金の対象法人の求人情報を掲載する等のため、マッチングサイト「ジョブなび長崎」の運営を行う。

① マッチングサイトに掲載する支援金対象法人の共通要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 官公庁等（第三セクターのうち、出資金が 10 億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）でないこと。

(イ) 資本金 10 億円以上の営利を目的とする私企業（資本金概ね 50 億円未満の法人であって、地域経済構造の特殊性等から資本金要件のみの判断では合理性を欠くなど、個別に判断することが必要な場合であって、当該企業の所在する市町長の推薦に基づき知事が必要と認める法人を除く。）でないこと。

(ウ) みなし大企業※でないこと。（ただし、上記（イ）の法人がいわゆる親会社である場合はみなし大企業としない）

※ 本事業に係る「みなし大企業」は、以下のいずれかに該当する法人とする。

・発行済株式の総数又は出資価格の総額の 2 分の 1 以上を同一の資本金 10 億円以上の法人が所有している資本金 10 億円未満の法人

・発行済株式の総数又は出資価格の総額の 3 分の 2 以上を資本金 10 億円以上の法人が所有している資本金 10 億円未満の法人

・資本金 10 億円以上の法人の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占めている資本金 10 億円未満の法人

(エ) 本社所在地が東京圏のうち条件不利地域以外の地域にある法人（勤務地限定型社員（東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域を勤務地とする場合に限る。）を採用する法人を除く。）ではないこと。

(オ) 雇用保険の適用事業主であること。

(カ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。

(キ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと。

(2) 移住支援金の対象法人の選定

長崎県は、以下の申請が（１）①の要件に該当すると認めるときは、移住支援金の対象法人の登録を行うものとする。

① 申請

移住支援金の対象法人の登録申請者は、申請書（様式 4）を長崎県に提出する。

② 登録

長崎県は、①の申請が（１）①の要件に該当すると認めるときは、移住支援金の対象法人の登録を行うものとする。

(3) 効果的な求人広告の作成支援

長崎県は、移住支援金の対象法人が効果的な求人広告をマッチングサイトに掲載できるよう、以下の取組を行うものとする。

- ① 長崎県が委託した人材紹介会社、地域金融機関、経済団体等による、中小企業等に対する求人広告に係るセミナー等の開催
- ② 長崎県が委託した人材紹介会社、地域金融機関、経済団体等による、中小企業等に対する求人広告・採用ページ作成の個別指導・支援
- ③ 長崎県が委託した人材紹介会社等による、地域金融機関、経済団体等に対する地域における採用活動（求人広告・採用ページ作成等）支援者の養成のための研修会の開催

（４）選定企業、掲載求人情報に係る情報共有

長崎県は、マッチング支援における対象法人及び掲載求人情報について、市町に共有することとする。

（創業支援事業）

第6 創業支援事業は、次のとおり実施する。

1 創業支援金の支給額等

長崎県内において、（１）に定める要件を満たす者のうち、（２）に定める要件を満たす事業の創業（Society5.0 関連業種等の付加価値の高い産業分野での事業承継を含む）を行う者に対して、当該創業を行った者が要した（３）に定める経費の2分の1に相当する額を創業支援金として交付する。ただし、創業支援金の額は最大200万円とする。加えて、事業立ち上げ等に関する伴走支援を行う。

（１）対象者に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 創業支援事業の交付決定日以降、創業支援事業の事業期間完了日までに個人事業の開業届出若しくは株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、企業組合、協業組合、特定非営利法人等の設立を行い、その代表者となる者であること。（Society5.0 関連業種等の付加価値の高い産業分野での事業承継の場合は、既に事業を営んでいる者から事業を引き継ぎ、その代表者となる者であること。）
- ② 長崎県内に居住していること、もしくは創業支援事業の事業期間完了日までに長崎県内に居住することを予定していること。
- ③ 法人の登記又は個人事業の開業の届出を長崎県内で行う者。
- ④ 法令遵守上の問題を抱えている者ではないこと。
- ⑤ 申請を行う者又は設立される法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力との関係を有する者ではないこと。

（２）対象となる事業に関する要件

次に掲げる①から⑥までの事項の全てに該当すること。

- ① 社会的事業（Society5.0 関連業種等の付加価値の高い産業分野を含む）の

要件を満たすこと。

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 起業等をする地域におけるサービス供給の不足等に起因する地域課題の解決に資すること（社会性及び必要性）
 - (イ) 提供するサービスの対価として得られる収益によって自律的な事業の継続が可能であると見込まれること（事業性）
 - (ウ) 起業等をする者の生産性の向上・機会損失の解消及び顧客の利便性の向上につながるデジタル技術を活用していること（デジタル技術の活用）
 - (エ) 地域再生計画において、「地域活性化関連」、「まちづくりの推進」、「過疎地域等活性化関連」、「地域交通支援」、「社会教育関連」、「子育て支援」、「環境関連」、「社会福祉関連」のいずれかに沿うもの。
- ② 補助金等による助成終了後においても雇用が継続または拡大すると見込まれること。
 - ③ 本事業終了後に売上高の増加または付加価値額の増加が図られる蓋然性が高い事業性を有するもの。
 - ④ 事業に要する資金について、自己資金または金融機関からの資金調達が十分見込まれること。
 - ⑤ 長崎県の管内で実施する事業であること。
 - ⑥ 創業支援事業の交付決定日以降、創業支援事業の事業期間完了日までに新たに創業する事業であること。

（３）創業支援金の対象経費

創業支援金の対象経費は、別紙のとおりとする。

２ 交付手続

（１）申請

創業支援金の支給を申請する者は、本人確認書類に加え、１（１）及び（２）の要件に該当することを証する書類を３（１）の執行団体に提出する。

（２）交付方法

執行団体は、社会的事業に知見を有する者等からなる外部委員会を設置するとともに、当該外部委員会の審査を経て、（１）の申請が１（１）及び（２）の要件に該当すると認めるときは、創業支援金を支給するものとする。

３ 執行体制

（１）執行団体

県は、一般社団法人長崎県中小企業診断士協会（以下「診断士協会」という。）を実施要綱別表１の執行団体と定め、診断士協会に対し、創業支援事業の実施に係る経費を対象として補助を実施し、診断士協会が事業を実施する。

(2) 執行団体が行う業務

執行団体が行う業務は以下のとおりとし、具体的な内容は別に定める。

- ① 創業支援事業の審査・支給
- ② 商工会、商工会議所その他認定経営革新等支援機関と連携した創業者への伴走支援

(実績報告)

第7 要綱第7条第1項の規定に基づく実績報告書等の提出期限は、事業の完了した日から30日を経過した日又は以下に定める日のいずれか早い日とする。

- ① 移住支援事業 事業実施年度の3月5日
- ② 創業支援事業 事業実施年度の3月15日

(財源の負担割合)

第8 財源の負担割合は、次のとおりとする。

1 第5の1に定める移住支援事業

移住支援金の地方負担については、長崎県が2分の1、市町が2分の1を負担することとし、長崎県は、当該2分の1に相当する額に、移住支援金に充てるために国から新しい地方経済・生活環境創生交付金として交付を受けた額を加えた額を市町に交付することとする。

2 第5の2に定めるマッチング支援事業

事業費の地方負担については、長崎県が負担する。

3 第5の4に定める地方就職学生支援事業

地方就職支援金の地方負担については、長崎県が2分の1、市町村が2分の1を負担することとし、長崎県は、当該2分の1に相当する額に、地方就職支援金に充てるために国から新しい地方経済・生活環境創生交付金として交付を受けた額を加えた額を市町に交付することとする。

4 第6に定める創業支援事業

事業費の地方負担については、長崎県が負担する。

(協力)

第9 長崎県と市町は、移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び創業支援事業を円滑に実施するため、相互に協力するものとする。

(雑則)

第10 この要領に定めるもののほか、移住支援事業、マッチング支援事業、地方就職学生支援事業及び創業支援事業の実施に必要な事項は、長崎県と県内市町が協議し

て定める。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 26 日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年 12 月 20 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 8 月 11 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 2 月 26 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 22 日から施行し、改正後の第 5 の 1 (1) の 18 歳未満の者に係る加算については、令和 4 年 4 月 1 日以降に転入した者から適用する。

附 則

この要領は、令和 4 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 6 月 23 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別紙 創業支援金の対象経費

対象経費	経費内容
人件費	・創業に必要な従業員の賃金 ・創業に伴って新たに雇用するパート・アルバイトの賃金 ・給与・賃金は1人あたり常勤雇用の場合は、月額35万円、非常勤雇用の場合は、月額20万円、パート・アルバイトは日額8千円/人を上限とする。 ・代表者・役員及びその親族（生計を一にする三親等以内）は対象外。
店舗等借入費	・創業のために新たに借り入れする場合の事務所・事業所の賃料、店舗（物販店舗、飲食店等）のテナント料（店舗と住居等が明確に分かれているものに限る。）
設備費	・創業に必要な機械、装置、器具、備品その他の設備の設置・購入費、リース・レンタル費（設置、据付工事を含む） ・上記設備を格納する簡易な倉庫、納屋等の工事費 ・上記設備導入に伴って必要となる解体・処分費用 注）単なる老朽化設備の更新は対象外 注）土地・建物（中古含む）の取得、及び使途・必要性が明確でない経費は対象外
改修費	・事業の用に供する建物および建物附属設備の改修費（増築や改築を含む。建物と住居等が明確に分かれているものに限る。） 注）土地・建物（中古含む）の取得及び使途・必要性が明確でない経費は対象外
広告宣伝費	・広告掲載費、ホームページ、パンフレット、DM製作・配布・郵送費 ・商品の販路拡大、プロモーション、マーケティング等の販売促進費（調査費、出店料、外注費、専門家等への謝金、旅費等） ・創業のために新たに雇用する従業員の求人・選考に係る費用（求人広告の掲載、求職者向けのセミナー・会社説明会への出展費用、事業者が負担した被選考者の交通費及び宿泊費等）
研究開発費	・商品又はサービスの研究開発に係る経費（市場調査費、試作品の製作費、委託・外注費、専門家等への謝金、旅費等）
従業員の教育訓練経費	・従業員の資格取得・研修・講習受講にかかる経費（創業に直接必要なものに限る。）